

速度取締り指針

令和7年4月
菊川警察署

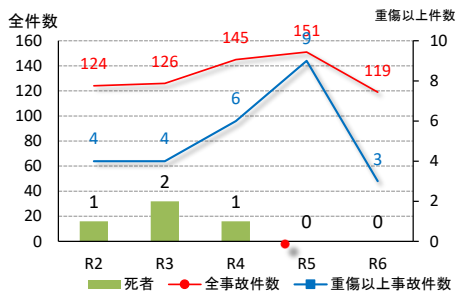
菊川警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
主要地方道吉田大東線	14:00～19:00	菊川市吉沢から本所までの間	40km/h
市道	14:00～19:00	御前崎市佐倉から白色までの間	40km/h

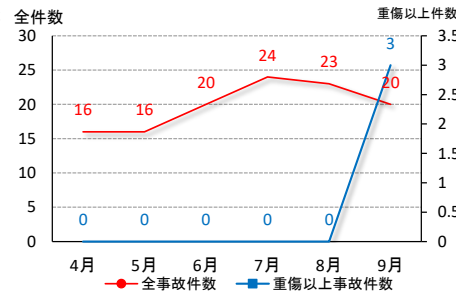
※重点路線以外の場所、時間帯であっても取締りを実施しています

管内の交通事故発生状況

過去5年における発生状況(各年度上半期)



前年度上半期の月別事故発生状況



前年度上半期における交通事故発生状況

	前年度上半期	前年比
件数	119	-32
うち重傷事故	3	-6
死者	0	0
負傷者	152	-38
うち重傷者	3	-6

事故起因者直前速度50km/h以上の死亡または重傷交通事故発生状況(高速道路、国道バイパスを除く)

過去5年の状況



その他取締りの要点等

- 管内では、御前崎市内の市道において速度超過を原因とする重傷以上の交通事故が早朝、薄暮の時間帯に発生しています。また、菊川市内の主要地方道や御前崎市内の国道150号に接続する生活道路においても軽傷事故が発生していることから、上記のとおり速度取締りの重点路線を指定して取締りを強化します。
- また、速度取締りについては、重点路線以外の生活道路や小中学校の通学路になっている道路において、交通弱者を保護する観点で取締りをします。
- 速度取締り以外では、重大事故に直結する交差点関連違反(横断歩行者妨害、信号無視、指定場所一時不停止等)についても重点を置いて取締りをします。
- 小中学生や高校生の登下校時間帯においては、主要交差点における街頭指導をし、特に自転車指導取締りを強化します。